

掃水住民自治協議会

第3回総会要項



松阪市総合運動公園展望台から

日時 2023年4月23日(日) 午前10時00分～

場所 櫛田地区市民センター 1階ホール

掬水住民自治協議会 第3回総会 次第

【書面決議】で対応

1. あいさつ 掬水住民自治協議会会長
2. 議長・副議長選出及びあいさつ
3. 議事録署名者、資格審査委員、書記の任命
4. 議 事

第1号議案 令和4年度掬水住民自治協議会事業報告について
令和4年度掬水住民自治協議会決算報告について

監査報告

第2号議案 令和5年度 掬水住民自治協議会 事業計画(案)について
令和5年度 掬水住民自治協議会 予算(案)について

第3号議案 掬水住民自治協議会 役員(案)の承認について

新役員、部長、代議員の紹介

5. 議長並びに書記の解任
6. 令和5年度 代議員紹介
7. 令和5年度 部会長紹介
8. あいさつ 掬水住民自治協議会 副会長

閉会の辞

あいさつ

掃水住民自治協議会
会長 西村 洋

令和3年4月に発足した掃水住民自治協議会も2年が経過しました。この2年間コロナ感染拡大により、計画した事業も中止、また縮小して実施するなど終始十分な活動が出来ない状況でした。当然、皆さまの日常生活もストレスがたまり不自由な日々が続いた2年間だったと思います。

本当に、この間、十分な活動が出来ない状況でしたが皆さまのご理解、ご協力を頂き有難うございました。

さて、運営委員会では、昨年度の総会でご意見のあった組織・事業の見直しについて、検討を重ねてきました。

その結果、部員のなり手がなくなることや、実施する事業が多すぎるのではないかなど意見があり、部会を8部から4部にしました。そして、廃部した部が行っていた事業のうち継続が必要な事業を、令和5年度以降も存続した4部に移行して事業・予算計画を作成しました。

令和5年度の事業計画が地域の皆さまが望む組織体制、実施する事業と充分理解され、各事業への参加協力が得られることを願っています。

そして、掃水住民自治協議会が皆さまから今以上の支持が得られるよう、役員、各部長、部員一丸となって取り組み、地域に密着した組織として成長させてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

第1号議案 令和4年度掃水住民自治協議会事業報告
 令和4年度掃水住民自治協議会決算報告
 令和4年度掃水住民自治協議会事業報告

	実施項目	内容	中止または未実施
体育部	みえ松阪マラソン応援	榑田駅から総合運動公園までの 経路案内 19名で対応	
			市民体育祭
			掃水夏まつり
			三世代友好競技大会
			ふれあいウォーキング
健康いきいき推進部	健康いきいきフェア	5/21(58名), 10/30(51名) 2回実施	
	自分でもっと歩こう会	登録92名 平均45から50名参加	
	健康いきいき茶話	たよりに寄稿	
	おすすめ体操	各地の集まりに向いて実施	
	いきいきすこやかクラブ	〃	
福祉部	友愛訪問	民生委員が対象者宅を訪問	福祉研修会
	宅老所助成	890名の参加	給食サービス
	長寿を祝う会	記念品を配布	ボランティア保険加入
安全防災部	防災訓練(講演)	1/21参加者64名	
	AED管理費		
	青色パトロール	120回の巡回実施	
	防犯灯設置補助	28件	
	防災計画策定(ワークショップ) 防災セミナー	各自治会を回り、地域での防災対策、啓蒙を図り、集大成のセミナー	
	通学路整備	山下から陰陽にかけての通学路のカラー塗装	
	消防榑田分団助成金	各部事業実施補助	
	不審者メール連絡網の整備	グループlineによる連絡網を作成	
教育文化部	郷土の歴史・文化の発信	「伊勢街道 ぶら散歩」参宮街道等 道標看板を作成	
	凧をあげよう	37名申込みコロナ感染拡大のため7名参加	
環境美化部	花いっぱい運動	春、秋の2回 花の苗を配布	
自治会部	災害等緊急対策用品購入	災害時のプライバシー確保用 個人テント購入	災害発生時消防団活動への援助
	資源ゴミ自主回収事業		
公民館部	東部中管内スポーツ大会	衛生センターにて	
	同趣同好会事業	カラオケ、趣味クラブ	
	文化祭	縮小して一部の同好会の展示	
事務局 (総務)	運営費		
	草刈十字軍	11/27 34名の参加	
	ワンデイサロン	6/17、10/21、12/16、2/17の 4回開催	
	老人会スポーツ助成金		

令和4年度 掃水住民自治協議会決算報告

一般会計収入の部

項目	予算額	決算額	差引額	摘要
前年度繰越金	844,875	844,875	0	
松阪市交付金	2,444,000	2,444,000	0	松阪市住民自治協議会活動交付金
橿田地区自治会連合会助成金	1,000,000	1,000,000	0	橿田地区自治会連合会助成金
福祉関係助成金	530,000	442,480	-87,520	松阪市社会福祉協議会助成金
松阪市委託金	300,000	232,000	-68,000	草刈十字軍委託金
松阪市防災活動推進助成金	0	12,000	12,000	防災講師の助成金等
橿田公民館助成金	0	134,050	134,050	公民館保険分
その他	0	14	14	利息
合計	5,118,875	5,109,419	-9,456	

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	決算額	差引額	(小分類) 事業名
体育部	115,000	95,040	-19,960	三世代友好競技大会
	0	374	374	みえ松阪マラソン
	50,000	0	-50,000	ふれあいウォーキング
	(小計)	165,000	95,414	-69,586
健康いきいき推進部	287,000	266,787	-20,213	健康いきいきフェア
	30,000	0	-30,000	おすすめ体操
	8,000	0	-8,000	いきいきすこやかクラブ
	0	0	0	健康いきいき茶話
	60,000	47,613	-12,387	自分でもっと歩こう会
(小計)	385,000	314,400	-70,600	
福祉部	234,000	0	-234,000	給食サービス
	420,000	551,858	131,858	長寿を祝う会
	30,000	0	-30,000	研修会
	20,000	0	-20,000	ボランティア保険加入
	34,000	40,000	6,000	友愛訪問
	223,000	113,069	-109,931	宅老所助成
	(小計)	961,000	704,927	-256,073
安全防災部	30,000	33,976	3,976	防災訓練
	0	0	0	防犯カメラ
	238,000	211,200	-26,800	AED管理
	240,000	238,000	-2,000	防犯灯設置
	152,000	143,103	-8,897	青色パトロール
	110,000	93,084	-16,916	防災計画策定
	20,000	18,147	-1,853	消防団橿田分団
	0	0	0	通学路整備
(小計)	790,000	737,510	-52,490	
教育文化部	100,000	97,780	-2,220	郷土の歴史 文化の発信
	20,000	12,580	-7,420	凧をあげよう
	(小計)	120,000	110,360	-9,640
環境美化部	35,000	30,928	-4,072	花いっぱい運動
(小計)	35,000	30,928	-4,072	
自治会部	0	0	0	団体助成事業
	0	0	0	会則29条3項に関する事業
	0	0	0	災害緊急対策用品購入
	0	0	0	災害発生時支援
	0	0	0	各部実施事業に参画
	(小計)	0	0	0
公民館部	0	0	0	講座開催事業(講師料)
	35,000	0	-35,000	文化祭
	0	0	0	東部中管内スポーツ大会
	0	0	0	同趣同好会事業
(小計)	35,000	0	-35,000	
事務局 (総務)	2,347,875	2,095,243	-252,632	運営費
	200,000	124,480	-75,520	草刈十字軍
	20,000	20,000	0	老人会スポーツ助成
	0	0	0	地域計画改定
	60,000	55,454	-4,546	ワンデイサロン
(小計)	2,627,875	2,295,177	-332,698	
支出合計	5,118,875	4,288,716	-830,159	

収入 5,109,419円 - 支出 4,288,716円 = 820,703円
は次年度へ繰り越します。

項目	予算額	決算額	差引額	摘要
前年度繰越金	330,338	330,338	0	
青パト車購入経費積立金	50,000	50,000	0	
預金利息	1	2	1	
合計	380,339	380,340	1	

次年度へ380,340円繰越いたします。

上記の通り決算報告します。

令和5年4月1日

掃水住民自治協議会
会長 西村 洋

上記の決算について、関係帳簿及び証拠書類について監査した結果、
会計収支は正確かつ適正に処理されていることを確認しました。

令和5年4月6日

監 事

葉山和則 

監 事

丸林要子 

第2号議案 令和5年度 掬水住民自治協議会 事業計画
 令和5年度 掬水住民自治協議会 予算

収 入

科 目	予算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
松阪市住民自治協議会活動交付金	2,380,000	松阪市
福祉関係助成金	402,480	松阪市社会福祉協議会
櫛田地区自治会連合会助成金	1,150,000	櫛田地区自治会連合会(公民館保険分含む)
松阪市住民自治協議会連合会交付金	22,000	
前年度繰越金	820,703	
収入合計	4,775,183	

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	内住民自治協 議会活動交付 金額	事業 番号	(小分類) 事 業 名
体育部	30,000		1	三世代友好競技大会
	10,000		2	みえ松阪マラソン
	50,000		3	ふれあいウォーキング
	100,000		4	市民体育祭
(小計)	190,000	0		
安全防災部	50,000	50,000	5	防災訓練
			6	防犯カメラ
	227,000	220,000	7	青色パトロール
	100,000	100,000	8	防災計画策定
	20,000		9	消防団櫛田分団
(小計)	397,000	370,000	10	通学路整備
公民館部	20,000		11	風をあげよう
	35,000	35,000	12	文化祭
	50,000		13	こども交流会
			14	同趣同好会事業
	8,800	8,800	15	バス委託料
			16	東部中管内スポーツ大会
	29,200	29,200	17	消耗品費(事務用品)
98,000	98,000	18	講座開催事業(講師料)	
(小計)	241,000	171,000		
自治会部	240,000	240,000	19	防犯灯設置
			20	団体助成事業
			21	会則29条3項に関する事業
	22,000		22	災害発生時支援
			23	災害緊急対策用品購入
			24	各部実施事業に参画
	42,000		25	花いっぱい運動
	50,000		26	友愛訪問
420,000		27	長寿を祝う会	
(小計)	774,000	240,000		
事務局 (総務)	60,000		28	郷土の歴史 文化の発信
	60,000		29	ワンデイサロン
	50,000		30	掬水健康いきいきクラブ
	170,000	0		
	1,986,983	1,102,800	31	運営費
	241,200	241,200	32	AED管理
	120,000	120,000	33	宅老所助成
	135,000	135,000	34	公民館保険
500,000		35	掬水夏まつり	
20,000		36	老人会スポーツ助成	
(小計)	3,003,183	1,599,000		
支出合計	4,775,183	2,380,000		

令和5年度 青パト特別会計予算 ()

単位：円

項目	予算額		摘要
前年度繰越金	380,340		
青パト車購入経費積立金	50,000		櫛田地区自治会連合会より助成
預金利息	2		
合計	430,342		

地域計画 5ヶ年事業計画（令和4年度～令和8年度）

部会名	部としての将来像 (あるべき姿、課題)	事業名	事業のねらい(期待効果)	実地:○ 検討:△ 課題:記号なし				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体育部	運動を通じての住民の交流や健康増進をする。	三世代友好競技大会	世代間および地域間の交流を運動を通じて図る	○	○	△	△	△
		みえ松阪マラソン支援	イベントへの支援	○	○	△	△	△
	運動習慣の喚起	ふれあいウォーキング	他部会との共催。運動習慣などのきっかけづくり	○	○	○	○	○
		市民体育祭	地域のつながり、結束の促進、小学生児童との交流		○	○	○	○
安全防災部	安全・安心な地域づくりを目指す	防災訓練	防災意識の向上、避難時の共用体制の準備	○	○	○	○	○
		青色パトロール	犯罪抑止効果	○	○	○	○	○
		防災計画策定	防災意識の向上、避難時の共用体制の準備	○	○			
	有事対応への情報の共有を図る	松阪市消防櫛田分団	消防団員の確保	○	○	○	○	○
		通学路整備	歩行者の安全確保	○	○	○	○	○
		防犯カメラ設置	犯罪抑止効果、歩行者の安全					
公民館部	地域の生涯学習を担う	凧をあげよう	地域住民と小学生の交流	○	○	○	○	○
		文化祭	同好会活動での成果発表		○	○	○	○
	講座、同好会を中心とした活動を行う	子ども交流会	地域の子供との親睦を深める		○	○	○	○
		講座開催事業	教養および趣味講座を通じての学習支援	○	○	○	○	○
		東部中管内スポーツ大会	他地域との住民交流の促進	○	○	○	○	○
		同趣同好会事業	同好会活動での交流の促進、レベルアップをはかる	○	○	○	○	○
自治会部	地域課題の解決	防犯灯設置補助	犯罪抑止効果、歩行者の安全	○	○	○	○	○
		団体助成事業	住民自治協議会、老人会、消防分団、青パト等への助成	○	○	○	○	○
		会則第29条3項に関する事業	配布・周知、委員の推薦、調査・要望、共助関係等	○	○	○	○	○
	自治会等の役員の人選が課題	災害緊急対策用品購入	緊急時への対応準備	○	○	○	○	○
		災害発生時支援	災害復旧支援	○	○	○	○	○
		各部会実施事業に参画	住民自治協議会事業の活性化	○	○	○	○	○
		花いっぱい運動	美化意識向上 春(小学校のみ) 秋(全体対象)	○	○	○	○	○
		友愛訪問	安否確認、新民生委員の紹介	○	○	○	○	○
		長寿を祝う会	高齢者の交流、健康維持、仲間づくり(80歳以上)	○	○	○	○	○
総務事務局	地域の文化の伝承やその発展を図る	郷土の歴史・文化の発信	文化財や歴史の発掘。地域への情報提供	○	○	○	○	○
		ワンデイサロン	高齢者の横のつながり、居場所づくり、おしゃべりカフェ	○	○	○	○	○
		健康測定・健康づくりに関する調査	自身の健康状態を知り目標を設定	○	○	○	△	△
	協議会運営に関する庶務	運営費			○	○	○	○
		AED管理費	救急体制の確保	○	○	○	○	○
		宅老所助成	60歳以上の集まりの促進	○	○	○	○	○
		公民館保険		○	○	○	○	○
		掃水夏まつり	地域全体の参画、参加、協力により住民の「絆」の強化を図る		○	○	○	○
		老人会スポーツ助成	老人会活動の健康促進助成	○	○	○	○	○

第3号議案 掃水住民自治協議会 役員

会則 第8条により令和5年度の役員を下記のように定める。

会長 西村 洋 (豊原町)

副会長 池村 安憲 (伊賀町)

副会長 池田 稔 (豊原町)

書記 (事務局長) 奥田 拓雄 (櫛田町)

会計 奥田 拓雄 (櫛田町)

(参考)

監事 内田 享司 (伊賀町)

監事 西田 清 (豊原町)

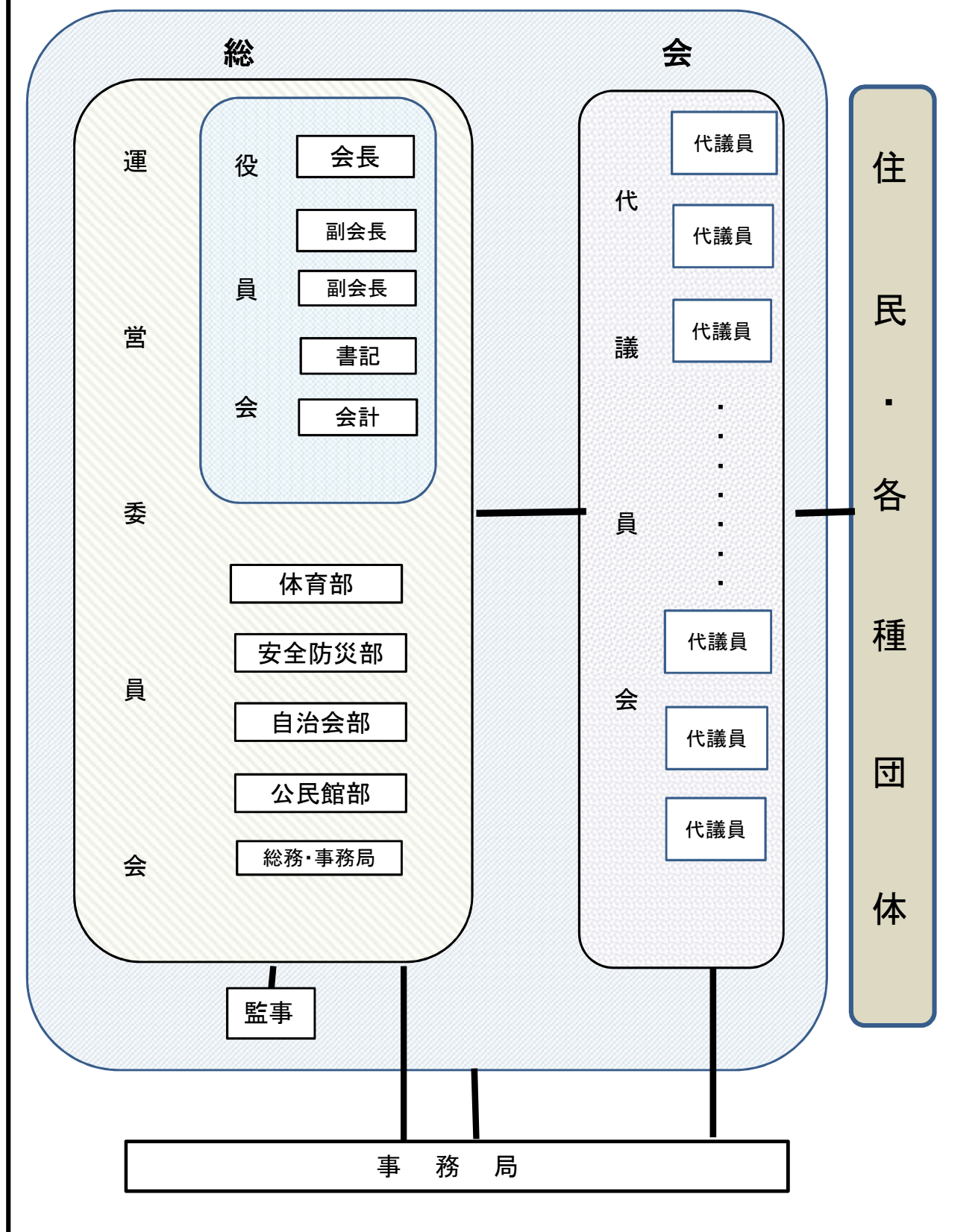
令和5年度 部会長

部 会	氏 名
体育部	川北 晋也
安全防災部	森坂 博幸
自治会部	廣田 典道
公民館部	佐藤 順晋
小学校	尾崎 佳広

令和5年度 代議員

町名	氏名	町名	氏名
山添町		豊原町	
安楽町			
山下町			
伊賀町		櫛田町	
みどり苑			
		菅生町	

掃水住民自治協議会



掬水住民自治協議会会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、掬水住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、区域における住民等が身近な課題を自主的に解決し、人と人がつながって共に支えあい、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。

2 住民はその目的を達成するために積極的に参加するものとする。

(区 域)

第3条 協議会の区域は、山添町、安楽町、山下町、伊賀町、みどり苑、豊原町、櫛田町、清水町、菅生町の範囲（以下「掬水地区」という。）とする。

(事 務 所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市豊原町1118-1番地 櫛田地区市民センターに置く。

(事 業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに関する基本協定書に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(構 成)

第6条 協議会の構成員は、掬水地区に居住する住民及び掬水地区で活動する自治会をはじめ各種団体等とする。

(組 織)

第7条 協議会は、総会、運営委員会、役員会及び部会等をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

3 協議会に監査を置く。

第2章 役員

(役員の種類別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 書記(事務局) 1名

(4) 会計 1名

(5) 監事 2名

(役員の設定)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

2 役員は公募とし、応募がない場合は運営委員会で選定する。

(役員職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合が生じた場合はその職務を代行する。

(3) 書記は、協議会の会務を記録し、事務全般の処理をする。

(4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

(5) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員任期)

第11条 協議会の役員任期は、1年とする。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会役員再任は妨げない。但し最長4年までとする。

4 監事任期は2年とし、再任はしない。

第3章 総会

(総会の種類別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員及び運営委員をもって構成する。

- 2 代議員の定数は30名以内とし、代議員の選出については、別に定める。
- 3 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会の開催)

第14条 通常総会は年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 代議員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 構成員の10分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の14日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は代議員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長及び副議長は代議員会の議長及び副議長がその任にあたる。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面決議)

第19条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (2) 会則の改廃の決定に関すること。

- (3) 地域計画の策定に関する事。
- (4) 役員決定に関する事。
- (5) その他必要と思われる事項に関する事。

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第23条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第24条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 但し、会務の執行については、運営委員会に諮るものとする。

第5章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第25条 運営委員会は、役員（監事を除く）、部会長及び運営委員会の長が認める各種団体の代表者で構成する。

- 2 運営委員会の長は、住民自治協議会会長とする。

(運営委員会の招集と議長)

第26条 運営委員会は、運営委員会の長が招集する。

- 2 運営委員会の議長は、運営委員会の長がこれに当たる。

(運営委員会の役割)

第27条 運営委員会は、次の事項を調整及び審議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績及び決算に関すること
- (3) その他協議会又は部会の運営に関すること

第6章 部会

(部会の構成)

第28条 協議会に、第5条の事業を企画し実施するための部会を置く。また、部会は掬水地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

2 各部会の構成する者の中から各部会の長を選出する。

(部会の役割)

第29条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) 自治会部会は、基本協定書の第2条第2項に関すること。
- (4) その他部会運営等に関すること

註) 地域づくりに関する基本協定書第2条第2項の内容は

- ①行政からの連絡及び調整業務【配布・回覧・周知】
- ②人選に伴う推薦依頼業務【各種委員の推薦】
- ③地域の状況調査と要望【調査・要望の取りまとめ】
- ④その他【共助（互助）関係】

第7章 会計及び監査

(経費)

第30条 協議会の経費は、櫛田地区自治会連合会からの助成金、寄附金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第31条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第32条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監 査)

第 33 条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第 8 章 その他

(役員報酬等)

第 34 条 協議会は、役員及び部会長に対して報酬等を支給することができる。報酬額等については別に定める。

(旅 費)

第 35 条 (支給対象と支給額)

住民自治協議会活動に係る旅費は別に定める。

(表 彰)

第 36 条 (表彰対象者)

地域活動の発展向上に貢献のあった個人又は団体の表彰については、運営委員会の協議を経て会長が決定する。

2 (表彰の時期)

表彰は、総会において行うものとし、表彰状及び記念品を贈る。

(その他)

第 37 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

(規則等の制定と改廃)

第 38 条 協議会の運営上必要な規則・要綱等の制定・改訂・廃棄は、運営委員会の協議を経て会長が決定する。

附 則

この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。